

Title	献呈の辞
Sub Title	
Author	北居, 功(Kitai, Isao)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2019
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.42 (2019. 2) ,p.i- iv
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	伊東研祐教授・江口公典教授・中島弘雅教授退職記念号
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20190222--005

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

献呈の辞

慶應義塾大学大学院法務研究科は、昨年3月に1名、そして本年3月にも2名の退職者をお送りすることとなりました。

伊東研祐教授は、1976（昭和51）年3月に東京大学法学部を卒業後、同年4月からは同大学助手、その後、金沢大学講師、同助教授および名古屋大学助教授・同教授を経て、2003（平成15）年4月から、慶應義塾大学法科専門大学院（仮称）開設準備室長付（教授待遇）として、慶應義塾に赴任されると共に、法科大学院の立ち上げに尽力され、翌2004（平成16）年4月より、慶應義塾大学大学院法務研究科教授として、研究・教育に従事されてきましたが、本年2019（平成31）年3月をもって定年退職されます。その間、法務研究科委員長補佐、同研究科副委員長、さらに、2009（平成21）年10月からは同研究科委員長として2年間、塾法務研究科の発展に大きく貢献されました。

伊東教授は、刑法の分野で、『法益概念史研究』（成文堂、1984年）を皮切りに、『刑法講義 総論』（日本評論社、2010年）および『刑法総論 各論』（日本評論社、2011年）の体系書をはじめとして、『環境刑法研究序説』（成文堂、2003年）、『組織体刑事責任論』（成文堂、2012年）といった数多くの研究書も刊行されており、刑法学界を代表する学者の一人です。そのことは、刑法学会理事、司法試験考査委員、日本学術振興会の各種委員や内閣府再就職等監視委員会委員、文部科学省大学設置・学校法人審議会専門委員等を長年にわたって務めてこられたことにも現れています。

江口公典教授は、1976（昭和51）年3月に九州大学法学部を卒業後、1980（昭和55）年4月に九州大学大学院法学研究科博士課程から岡山大学法学部に助手

として赴任されて後、同助教授、同教授、上智大学法学部教授を経て、2004（平成16）年4月より慶應義塾大学大学院法務研究科教授として教鞭をとってこられました。本年2019（平成31）年3月をもって定年退職されます。江口教授は、かつてわが国における経済法の泰斗・故正田彬慶應義塾大学名誉教授に師事され、岡山大学に在任中の2年間、国内留学で慶應義塾大学産業研究所の訪問研究員として研究に従事されたことがあり、慶應義塾大学とのご縁は浅からぬものがありました。

江口教授は、とりわけ経済法・独占禁止法の基礎理論の研究で学会に大きな足跡を残してこられました。江口教授は、経済法の基礎理論に対する関心を発展させて、それを独占禁止法の理論として展開し、日本経済法学会創立50周年を記念して刊行された『経済法講座第2巻』（三省堂、2002年）の論文「独占禁止法の基礎概念」にまとめられています。また、江口教授は、基礎理論に取り組むかわら、経済法の先端的な課題にも関心を向けてこられ、知的財産権法との関係では「特許法と独占禁止法の相互関係」上智法学論集41巻4号（1998年）など、環境問題と競争法の関係について「ドイツにおける環境問題と競争秩序」公正取引601号（2000年）などの業績があります。なお、これらの業績の一部は、江口教授の単著『経済法研究序説』（有斐閣、2000年）にまとめられています。

中島弘雅名誉教授は、1976（昭和51）年3月に東北大学法学部を卒業後、1979（昭和54）年3月に東北大学大学院法学研究科博士前期課程を修了され、同年4月岩手県立盛岡短期大学に専任講師として赴任されて後、小樽商科大学商学部専任講師、同助教授、鳥根大学法文学部助教授、筑波大学社会科学系助教授、東京都立大学法学部教授を経て、2004（平成16）年4月から慶應義塾大学大学院法務研究科において教鞭をとってこられました。昨年度2018（平成30）年3月をもって、塾法務研究科を退職されました。

中島教授は、民事手続法全般にわたって非常に多くの研究・教育業績を有しておられる中で、研究領域は民事訴訟法に留まらず、一方では会社関係訴訟に、

他方で倒産法へと関心を広げてこられました。また、執筆活動も旺盛で、たとえば、民事訴訟法では、上田徹一郎＝井上治典編『注釈民事訴訟法(2)』(有斐閣、1992年)、倒産法では、竹下守夫編集代表『大コンメンタール破産法』(青林書院、2007年)、また、商法関係では、落合誠一編『会社法コンメンタール(12)』(商事法務、2009年)などの分担執筆を担当してこられました。このような研究の集大成として、体系書『体系倒産法Ⅰ〔破産・特別清算)』(中央経済社、2007年)を刊行されています。また、社会的活動として、日本民事訴訟法学会理事、司法試験考査委員、東京地方裁判所などで司法委員等を歴任してこられました。

私は、伊東教授とは塾法務研究科の立ち上げ前から一緒に、新たな専門職大学院の設置をめぐる件についていろいろとご教示いただきましたが、その後、伊東教授は塾法務研究科委員長として、法務研究科の舵取りもされました。常に迅速・的確に問題の処理に当たられ、一流の学者であると同時に能吏でもあるという希有の方で、ご教示いただいたことは数知れません。江口教授とは豊泉貫太郎法務研究科委員長当時に、委員長補佐として一緒にさせていただき、非常に生真面目で慎重な仕事ぶりが印象に残っていると同時に、ドイツ文化に通曉されていて、ドイツの楽しいお話を拝聴することができました。中島教授とは、とりわけ入試業務等と一緒にさせていただきましたが、いつも明るく振る舞われつつも、お忙しい中で多くの原稿を執筆されているのには、ただただ驚かされるばかりでした。このように、先生方とは、それぞれの場面で、苦楽を共にさせていただきました。もちろん、今となっては、苦しい思い出よりはむしろ楽しかった思い出こそが偲ばれますが、こうして、草創期の塾法務研究科を支えてこられた先生方が去られるのは、まさに断腸の思いです。

法務研究科立ち上げ当時は、10年もすれば法科大学院制度も軌道に乗って、安泰であろうなどと思っていましたが、意に反して、法科大学院制度自体がますます混迷を極めて、その出口が見いだせない今日の状況になるとは、当時はつゆほどにも思いませんでした。法科大学院制度がまだまだ迷走する中で、先生

方が去られることは、塾法務研究科にとって大きな痛手ではありますが、残る私どもは、なんとかこの状況を少しでも改善できるように、一層奮励努力しなければならぬことに、改めて思いを致すところです。

先生方のご退職に当たり、ささやかながら本号を献呈し、先生方の今日に至るまでのご尽力に心より感謝の意を表したいと思えます。

2019（平成 31）年 1 月

法務研究科委員長 北 居 功